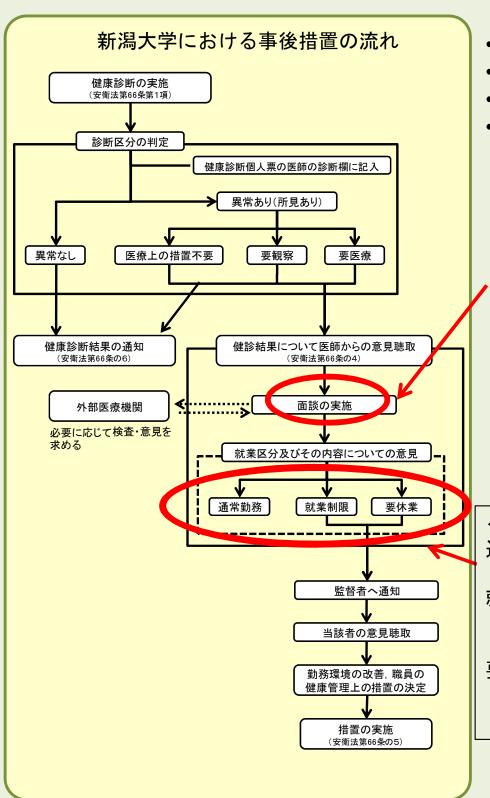
## 健康診断の事後措置について

事業者である大学は、健康診断の結果、異常所見があると判断された職員について、当該職員の健康の確保と職場における安全のために、法令に基づき必要な措置について産業医の意見を聴取します。必要があると認める時は、当該職員の実情を考慮して、以下のような適切な措置を講じることが求められています。



- 就業場所の変更
- 作業の転換
- 労働時間の短縮
- 深夜業の回数の減少など

産業医の意見聴取において、当該職員との面談が 必要となります。

治療中、または通院中で あっても産業医との面談 は必要となります。

≪就業区分≫ 通常勤務 通常勤務でよいもの 就業制限 勤務に制限を加える必要の あるもの 要休業 勤務を休む必要のあるもの

## 【問い合わせ先】

総務部労務福利課(内線6037)

作成:新潟大学保健管理センター